

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 10 月 29 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市堀金烏川林道烏川線における事故に係る損害賠償について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 7 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 千葉県市川市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和 7 年 6 月 21 日午前 4 時 40 分頃、損害賠償請求者が運転する普通自動車が林道烏川線を三股登山口方面に走行中、山から流れ出した水が道路を流れ、道路の陥没箇所に水がたまっており、明け方で薄暗い状況で路面の陥没に気が付かず、通過した際に右側前輪及び後輪を損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 60% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 325,129 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

議案第 99 号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 安曇野市 [REDACTED]
氏 名 内川 博文

住 所 安曇野市 [REDACTED]
氏 名 野本 博之

住 所 安曇野市 [REDACTED]
氏 名 遠藤 武文

令和 7 年 10 月 29 日 提出

安曇野市長 太田 寛